

【フィリピン】マラウィ包囲攻撃犠牲者補償法

海外立法情報課 日野 智豪

* 2017年に南部フィリピンで起こったマラウィ包囲攻撃戦による資産の損失等に対する補償について規定したマラウィ包囲攻撃犠牲者補償法が、2022年4月13日、制定された。

1 背景・経緯

2017年5月23日、南部フィリピン・ミンダナオ島に位置する南ラナオ州の州都マラウィ市でフィリピン国軍とイスラム国を名のる武装勢力との間で戦闘が開始された。戦闘は5か月間に及び、同年10月に国軍がマラウィ市を武装勢力から解放するまで、市民を含む1,200人以上が死亡した。ロドリゴ・ロア・ドゥテルテ（Rodrigo Roa Duterte）大統領（当時）は、テロを鎮めるため、2019年12月31日までミンダナオ島全域を戒厳令下に置いた¹。

2021年9月29日、2017年のマラウィ包囲攻撃戦による資産の損失・損壊に対する補償を提供し、そのための資金を充当するマラウィ包囲攻撃犠牲者補償法案（上院法案第2420号）が、フィリピン議会上院に提出された。法案は審議を経て、2022年1月31日に上院で可決され、同年2月2日に下院法案第9925号の修正案として、下院で採択された。同年4月13日、大統領の署名を経て、マラウィ包囲攻撃犠牲者補償法²が制定された（同年4月27日公布、同年5月12日施行）。

2 マラウィ包囲攻撃犠牲者補償法の概要

(1) 章構成

マラウィ包囲攻撃犠牲者補償法は、第1条：略称、第1章：通則（第2条～第6条）、第2章：マラウィ補償委員会（第7条～第13条）、第3章：請求権者及び補償（第14条、第15条）、第4章：一般規定（第16条～第18条）、第5章：末尾規定（第19条～第25条）の全5章25か条から成る。

(2) 通則（第1章）

2017年に発生したマラウィ包囲攻撃戦の国内避難民のうち、戦闘の被害を受け、損壊した資産及び所有物を回復することができない者、重大な人権侵害の被害者に対し、損害賠償又は補償を行うことを立法目的とする（第2条）。

マラウィ市の被災地の住宅、文化施設（モスク、イスラーム学校、大学、病院、その他の医療施設等（第3条））、商業施設（商業又は事業目的にのみ使用される建物又は建造物（同条））、その他の資産（家電製品、宝石、機械設備、精米機、その他価値のある機器（同条））の所有者は、この法律に基づき、非課税で国からの補償を受けるものとする。ただし、損害保険の対象外とされる資産のみが補償の対象となる。資産所有者が死亡した場合、フィリピン・ムスリ

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2022年12月5日である。

¹ Azer Parrocha, "Duterte OKs Compensation for Victims of Marawi Siege," *Philippine News Agency*, Apr 27, 2022. <<https://www.pna.gov.ph/articles/1173067>>

² Marawi Siege Victims Compensation Act of 2022 (R.A.11696). <<https://www.officialgazette.gov.ph/downloads/2022/04apr/20220413-RA-11696-RRD.pdf>>

ム身分法典³又はフィリピン民法典⁴のうち、適用される法律に規定される法定相続人、又は遺言執行者、資産管理者によって指名された他者が、補償を受ける権利を有する。また、死亡し、又は法的に死亡したと推定される者の法定相続人も、この法律、その施行規則等に基づく要件に従って、補償を受ける権利を有する（第4条）。

政府は、マラウィ復興事業で生じた資産の損壊に対し、その所有者に補償を行うものとする。がれきの管理、不発弾の捜索・回収のために所有地の取壊しを必要とする場合、その事業は、国費で施行される。また、事業実施機関は、補償価格として資産（土地）の市場価値及び構造物・改良物の再調達原価の総額を、資産所有者に提示しなければならない（第5条）。

(3) マラウィ補償委員会（第2章）

この法律に基づく申請を受け、評価、処理、調査を行い、補償を裁定する等（第9条）の業務を担当する、独立した準司法機関として、マラウィ補償委員会（Marawi Compensation Board: MCB）が設立される。MCBは、9名の委員で構成され、委員は、公明正大、有能かつ誠実であること、国際法及びフィリピンの法律における補償概念を深く理解し、それに関する知識を持っていることが求められる。委員のうち少なくとも3名は、フィリピンの弁護士資格（可能であればマラナオ⁵の弁護士であること。）を有し、5年以上弁護士業に従事していなければならない。市民社会組織の代表者2名を加え、そのうち少なくとも1名は、イスラーム法（シャリーア）学者又はイスラームの伝統的指導者でなければならない。また、医師、公認会計士、教育者、土木技師を1名ずつ加えなければならない（第7条）。

MCB委員長及び他の8名の委員は、大統領によって任命される（第8条）。また、MCBの運営予算は、年間5000万フィリピンペソ⁶以下とされる（第13条）。

(4) 請求権者及び補償（第3章）

①被災地の住宅、文化施設、商業施設及びその他の資産の合法的所有者であって、マラウィ包囲攻撃戦の際、所有する資産の全部又は一部が損失・損壊した者、及び②死亡した資産所有者の相続人は、この法律に基づく補償請求をMCBに対して行うことができる（第14条）。

MCBは、住宅、文化施設、商業施設、その他の不動産の公正市場価値又はこの法律の施行規則に規定される額に相当する、損失し、若しくは損壊した建造物の全フロアの総面積の価値のうち、低い方の金額を金銭補償及び所有者の裁定額として決定する。個人資産の損失・損壊に関する請求の場合、請求者は、損失又は損壊、所有権及び個人資産の市場価値に関する証拠を提示しなければならない。金銭補償の裁定は、MCBが適格な請求を最終的に承認してから30日以内に効力を発する（第15条）。

(5) 一般規定（第4章）

補償請求は、MCBが正式に設立されてから1年以内に、この法律の施行規則に基づいて、MCBに対して行わなければならない。この期間内に請求を行わなかった場合、請求権を放棄したものとみなされる（第16条）。補償請求者等は、MCBの裁定決定の通知を受領してから15日以内に、不服申立てを行うことができる（第17条）。

³ Code of Muslim Personal Laws of the Philippines (Presidential Decree No.1083). <https://lawphil.net/statutes/presdecs/pd1977/pd_1083_1977.html>

⁴ Civil Code of the Philippines (R.A.386). <<https://www.officialgazette.gov.ph/1949/06/18/republic-act-no-386/>>

⁵ ミンダナオ島の南ラナオ州にある内陸の水域、ラナオ湖の湖畔に居住する人々の集団を指す。Artemio R. Guillermo, "Maranao," *Historical Dictionary of the Philippines Third Edition*. 2012. p.276.

⁶ 1フィリピンペソは約2.5円（令和4年12月分報告省令レート）。